視覚障害者向け「対面音訳」

突然「障害４級以上が対象」図書館は６級の人を断った

三田市在住の視覚障害者の方から、市立図書館の「視覚障害者サービス」について、「訴え」が届きました。この方の訴えは、ご本人に直接かかわるものではなく、同じ障害を持つ友人から相談を受けて、とのことでした。

訴えの内容は次の通りです。

この方（以後Aさんとします）の友人（6級の障害者手帳をお持ちの方です。以後Bさんとします）が、「デイジー図書」の「郵送貸出サービス（無料）」を受けられないか、と考えて図書館に問い合わせをしたそうです。すると、「無料郵送の対象者は4級以上の手帳所持者に限られており、あなたは対象になりません」と告げられたとのことです。これが第1の訴えです。この回答自体は間違っていません。しかし、本を読みたいと希望している視覚障害者に対する、市立図書館の対応としては問題をはらんでいます。そのことは後に詳しく述べます。

因みに「デイジー図書」というのは、ボランティアの皆さんが音訳・録音した書籍・雑誌など、視覚障害者向けのCD形式の図書です。専用機器やパソコンで再生して聞くことができます。

もう一つ第2の訴えがありました。Bさんはデイジーの郵送貸出がダメなら、「対面音訳」サービスを受けることはできないだろうか、と考えました。そこで、友人のAさんに相談したのです。Aさんは「じゃ、私が聞いてあげる」と、図書館で館長並びに障害者サービス担当者に直接尋ねたそうです。ところが、答えは**「対面音訳サービスも視覚障害4級以上の方が対象です」**だったそうです。Aさんはとても驚きました。そんな制限があることを聞いたことがなかったからです。そして、どうしても納得できず、「三田市の図書館を考える市民の会」への訴えとなったのです。

因みに「対面音訳」というのは、市民ボランティアが視覚障害者など自力では本を読めない人を対象に、その方が希望する本などを、対面で読むシステムです。図書館のサービスとされていますが、実際に携わっているのはボランティアの皆さんです。

以上のように問題は二つ。

一つは「視覚障害者向けの郵送貸出」には一定の条件がある、しかし視覚障害者から申し出があった際に、「決め事」の説明だけで終わってよいのかということ。わたしたちは障害者差別解消法の「合理的配慮」の対象になるケースと考えます。

もう一つは、「対面音訳」に「資格条件」が設けられたこと。わたしたちも「4級以上の人だけが対象」になったことを全く知りませんでした。そんなことがあって良いのかと、強い疑問を持ちました。

では、少し詳しくみて行きましょう。

「対面音訳」の方により大きな問題がありますので、まずこちらから取り上げます。端的に

言って、「対面音訳サービスも視覚障害4級以上の方が対象です」という図書館の担当者の答えは間違っていると考えます。もっときつく言うと”嘘”です。三田市のホームページにも、図書館のホームページにも、「図書館の利用案内」が掲載されています。

その冒頭に次のように記されています。

＜図書館では、身体に障害のある方にも図書館を利用しやすいように郵送貸出や対面朗読を行なっています。＞

そして、「対面音訳」について次のように書かれています。

「3. 対面音訳サービス　視覚障害があり来館できる方には、三田市立図書館本館・点字録音室のほか、お近くの市民センターや自治会館・集会施設などで対面音訳を行っています。このサービスを受けるには、事前の申し込みが必要です。」(筆者注＝「対面朗読」「対面音訳」と二通りの用語が使われていますが、同じことと考えてください)。

対面音訳につけられている条件は**「視覚障害があること」「来館できること」**の二つだけです。また、三田市や図書館が公表している文書のどれを見ても、記されている内容はこの「図書館の利用案内」と同じです。どこにも「視覚障害4級以上の方」などとは書かれていません。また、直営時代に司書として働いた方、ボランティアとして対面音訳活動に携わった方複数にも確かめましたが、どなたも「そんな条件(制限)を聞いたことはない。希望する方ほとんどすべてに実施してきた」と、口をそろえて答えました。

このサービスは**「身体に障害のある方にも図書館を利用しやすいように」**行われているものです。なのに、なぜ突然、「4級以上」という制限があると答えたのか。視覚障害がある人に「あなたは図書館を利用できません」と伝えたことになります。「利用しやすいように」とは真逆の対応ですし、まして、伝えた内容は事実に反します。まったく理解に苦しみます。この文章を書く直前に確かめましたが、三田市・図書館のホームページの表現は、上記のままで変更されていません。Aさんが質問した時、傍には館長もいたということですから、障害者サービス担当者が「無知」だったなどということは有り得ず、意識的・意図的に事実を曲げたことになります。どうしてそんな事実に反することを伝えたのか。真相を明らかにする必要があります。

「三田市の図書館を考える市民の会」は、この文書を当会ホームページに掲載するのに合わせて、三田市と図書館に質問状を提出します。

「郵送貸出は４級以上に限ります」
これで終わったら「合理的配慮の不提供」です

次に「郵送貸出」について。これについては、三田市と図書館のホームページには次のように書かれています。

＜2. 郵送貸し出しサービス(視覚障害のある方に)　視覚障害のある方に録音図書、点字図書、CD等を郵送で貸出します。送料は無料で、4週間まで貸出できます。［対象者］三田市にお住まいの方で視覚障害4級以上の方＞

したがって、障害6級のBさんに「あなたは対象外です」と伝えたのは間違いではありませ

ん。しかし、これだけで終わってしまっては、市立図書館として役割を果たしたとは絶対に言えません。図書館には、本を読みたいという市民に対して、その希望が満たされるように、出来るだけ手立てを考えて対処する義務があります。まして、「障害者差別解消法」が施行されてすでに2年以上が経過しています。さらに三田市は「三田市障害者共生条例」をこの7月にスタートさせて、法律をバックアップする態勢を整えたところです。こうした状況の中で、図書館の今回の対応は、「**合理的配慮の不提供**」と言わなければならず、公的機関として「**義務違反**」に当たります。

筆者はたまたま、8月26日に開催された「三田幸せプロジェクト分科会『障がいについて考える』」を傍聴しました。基調講演の講師は大阪府立大学の三田優子さん、<「すべての人」が共に生きる社会を目指して自分にできることを考えよう」という演題でした。三田さんが講演の最後に強調したのは、**「合理的配慮の持つ意味**」についてでした。「合理的配慮とは、障害のある人が、他の人と同様に社会生活を送れるよう、社会の方で必要な変更や調整を行うこと」「何に困っているか同じ障害名でも『個人によって違う』ため、コミュニケーションが重要となる」「コミュニケーションを省いて、合理的配慮を語る、『正当な理由』を掲げるのはおかしいこと」と述べられました(下線は筆者)。その例として、車椅子通学の学生から出されたエレベーター設置の要望に対する、大学側の対応を詳しく述べられました。その詳細には触れませんが、**「規定がこうなっていますから、あなたには適用されません」で終わっては全く駄目、それでは合理的配慮の不提供になります、**ということです。

Bさんは録音図書で本を読みたいと強く希望して、図書館に話をされました。しかし、郵送貸出は適用外、そしてBさんが図書館まで借りに出向くのも困難、というのが現実。だとしても、Bさんが録音図書を利用できる何か別の方法はないだろうか――そう考えて、Bさんとコミュニケーションをとり、具体的に話を聞き、なんとか希望が叶うように方策を考える。それが法律と条例によって、市立図書館とその職員に求められている義務なのではないでしょうか。そうです、**「義務」**なのです。例えば、住んでいる場所によっては移動図書館の巡回日に合わせて、拠点まで取りに来てもらえるかもしれない、あるいは家族の方が勤め帰りに図書館へ寄って代理で受け取ることができるかもしれない、Bさんと個別・具体的な話合いをすれば、何か手段があったかもしれません。それに、対面音訳ができれば、ボランティアにデイジー図書を託し、それをBさんが自宅で聞くということも可能になるのではないでしょうか。

障害者であるかないかはこの際、本質的な問題ではないように思います。一市民の「本を読みたい」願いに、応える動きを全く見せない市立図書館とは、一体何なのでしょうか。

「障害の等級による制限」など全くない対面音訳を、**「有りもしない理由で断る」**という姿勢と合わせて、わたしたち市民の会は、「図書館の堕落」と指弾するしかありません。民間全面委託が、やがてこうした「市民から遊離した事態」「市民の利益に反する事態」を招くだろうことは、これまでにも再々指摘してきました。嘆かわしく残念なことです。看過するわけにはいきません。**何よりも大切なことは、障害者であろうとなかろうと、本を読みたい人に読む機会を保証することです。**それは、市直営であろうと、民間委託であろうと、なんら変わらない図書館の役割・義務です。

三田市立図書館を運営する株式会社TRCスタッフの皆さん、そして監督者の三田市文化スポーツ課の皆さん、今からでも遅くありません。少なくとも、「対面音訳」については、Bさ

んに謝罪して、直ちに実施するよう姿勢を改めてください。それが公の職にあるあなたたちの義務です。

　それができないようでは、「成長から成熟へ」という大目標が泣きます。